

議案第29号

基山町監査委員条例及び基山町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

基山町監査委員条例及び基山町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町監査委員条例及び基山町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(基山町監査委員条例の一部改正)

第1条 基山町監査委員条例(昭和57年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(基山町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 基山町下水道事業の設置等に関する条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)の公布に伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため、基山町監査委員条例及び基山町下水道事業の設置等に関する条例を改正する必要がある。

令和8年6月12日議案可決